

宇部川水系
河川整備基本方針
【変更】

令和4年1月

岩手県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 宇部川流域の現状	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6

(参考図) 宇部川水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 宇部川流域の現状

宇部川は、その源を岩手県久慈市白石峠付近に発し、急峻な山麓を北東方向に流れながら久慈市和野付近で南東方向に流れを変え、谷地中川と合流した後、野田村市街地及び国道45号と防潮堤を越えた感潮区間で泉沢川と合流し、十府ヶ浦付近で太平洋に注ぐ流域面積約67km²、流路延長約13kmの二級河川である。

その流域は久慈市及び野田村にまたがり、野田村の全人口のほとんどが本流域内で生活している。流域の気象は、年間降水量が約1,200mm、年平均気温は約10.0℃である。

宇部川流域は、全般的に山地であり起伏が多い地形であるが、野田村北東部の宇部川の谷底や中部の根井付近の台地は起伏が少なくなっている。山地から海岸線に至る地域は古い海岸段丘起源の丘陵地が広がっており、丘陵地の尾根部には海岸段丘形成時の原面が開折されずに残されている。

段丘は大きな河川がほとんどないため発達は悪く、野田村の西部にかたまって現われている他は注目する程のものは見られない。低地は丘陵地が海岸部までせまっており、大きな平野は発達していない。わずかに宇部川河口部に海岸平野が広がり、小規模な砂丘が平野と海を分けている。海岸は砂丘の部分を除いては、その大部分が磯浜かあるいは海蝕崖が直接海に臨んでいる。

地質については、宇部川水系の上流部・中流部は、中・古生層の堆積岩類、白亜紀花崗岩類で構成されており、下流部は後期白亜紀堆積岩類および古第三期堆積岩類が分布している。

野田村市街地は宇部川、泉沢川及び明内川の3河川が貫流しており、度々これらの河川による洪水被害に見舞われており、各河川で治水事業が進められてきている。

宇部川においては、昭和41年10月の集中豪雨により浸水家屋311棟、浸水面積105haの被害を受けたことを契機に、昭和36年に既に着手していた改修事業の変更を行い、昭和62年までに改修を行ってきた。

泉沢川においても同様に、昭和48年から平成10年まで河川改修を行ってきた。

明内川においては、平成5年から河川改修事業に着手しているが、改修が遅れていることから、昭和56年9月の豪雨においては床上浸水24戸、床下浸水63戸、平成2年11月の低気圧においては床下浸水22戸等度重なる被害を受け続けている。近年では、平成12年7月の台風3号により市街地を中心に床上浸水26戸、床下浸水119戸という大きな被害を受けている。

三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、野田村でも死者418名、流失家屋138戸を数えた明治29年6月の三陸大津波、死者7名、流失家屋56戸を数えた昭和8年3月の三陸大津波、流失家屋9戸を数えた昭和35年5月のチリ地震津波により甚大な被害を受けている。その対策として宇部川、泉沢川及び明内川では水門の整備に着手し、概成している。

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下も発生した。そのため、地域づくり等と整合を取りながら水門の整備等に着手し、概成しており、ソフト対策の充実に努める等の減災対策を実施している。

宇部川水系の河川水は中・下流部の耕作地における農業用水として利用されており、宇部川では約73.5ha のかんがいに利用されているが、過去において深刻な水不足は生じていない。

宇部川水系の水質については、宇部川本川が「生活環境の保全に関する環境基準」に係るA類型に指定されており、環境基準地点（全1地点）である県道野田橋における、近年（平成22年～令和元年）10ヶ年のBOD75%値は0.5（報告下限値未満）～0.9mg/l と環境基準を満足している。

宇部川の上流部は、クリーコナラ林、アカマツ林、スギ林等に覆われた山地の中を急勾配の溪流区間を呈して流れておりヤマメやイワナ、カジカ類がみられる。

中流域は水田地帯を貫流しており、田園的な景観を呈している。河道はコンクリート護岸で改修され川の流れは比較的単調であるが、河道内の堆積土砂にはヨシ原が多く見られ、所々にオニグルミ等の河畔林も見られる。水域ではヤマメやカジカ、イワナが確認され、崖状の河岸ではカワセミの営巣が確認されている。取水堰には魚道が設置されていないため一部で上下流の連続性が絶たれている。

支川泉沢川や二次支川明内川の防潮堤より上流の法定河川の区間は、農地や集落の間を比較的急勾配で流れるが、河道にはアカマツ林やコナラ等の河畔林が見られ、ノダイオウ等の希少植物の生育やミサゴの休息地としての利用が確認されている。水域には、ヤマメやイワナなどの溪流魚が確認されている。

下流域のうち防潮水門までの沿川は、下流へ行くに従い田園地帯から、密集市街地に変化する。宇部川及び泉沢川は、コンクリート護岸に改修され川の流れは比較的単調であるが河道内の堆積土砂にはヨシ原が多く見られる。一方、明内川は三面張りとなっており河道内には植生がほとんど見られない。

本川、明内川及び泉沢川の防潮水門より下流は感潮域であり、三陸復興国立公園の第3種特別地域に指定されている。河口付近の砂地にはハマナス等多くの植物群落が存在し、その背面には防潮林であるクロマツ植林が形成され特徴的な景観をなしている。また、宇部川と泉沢川の合流点付近にはオニグルミ群落が形成され、鳥類の餌場やシャクゾウソウ等の希少な動植物の生育・生息地となっている。砂泥の河床ではスナヤツメの産卵やカワシンジュガイの生息が確認され、小礫の河床ではウツセミカジカの生息、アユの産卵が確認されている。泉沢川の防潮水門下流の河岸ではカワセミの営巣が確認されている。

河口部南側の十府ヶ浦海岸では、砂の造形群が立ち並ぶ「のだ砂まつり」が毎年7月～8月に開催されており、観光客で賑わっている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

宇部川水系の河川整備は、下流域が市街地を貫流していることや近年においても洪水による被害を受けていること、過去に津波による大きな被害を受けていることから、洪水や津波による被害を軽減する「安心して暮らせる、かわづくり」が重要である。また一方では、河川の水質や不法投棄等、河川環境の保全・改善の必要性や、人と河川との豊かなふれあいの場を創造してほしい等、河川空間の利用に対する要望も強くなっていることから、身近に川と出会うことを活かした「暮らしの中に息づく、やすらぎの水辺づくり」を進めていく必要がある。

そのために、宇部川水系においては、河川の現状、水害発生の状況、河川利用の現状並びに河川環境の保全を考慮し、また、野田村総合開発計画との整合を図り、水源から河口の十府ヶ浦まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくことを基本方針とする。

① 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止または軽減に関しては、野田村市街地を洪水から防御するために、年超過確率1/30の規模の降雨による洪水に対して安全に流下させる整備を目標とし、自然環境に配慮しながら河道掘削により河積を増大させるとともに、放水路の整備を行う。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。

さらに、今後、気候変動による洪水外力が増大することを踏まえ、整備段階あるいは計画規模を上回る洪水や津波に対しては、避難による人命の保護を最優先に情報伝達体制の整備及びハザードマップの作成や水防体制整備の支援などソフト面の充実に努めるとともに、土地利用や避難施設の整備などの多重防災型まちづくり等により、被害の最小化を目指す。

② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川水の利用に関しては、流水の正常な機能を維持するため、野田橋地点における流況の把握に加え、関係機関と連携して節水等の啓発活動を推進し、適正かつ合理的な水利用の促進を図る。

また、水利流量等に不足が生じるおそれがある場合は、被害を最小限に抑えるために必要な情報提供を行う。

③ 河川環境の整備と保全

現在の豊かな自然景観や動植物の良好で多様な生息・生育・繁殖環境を次世代に引き継ぐため、流域住民や関係機関と連携して、その河川環境の整備と保全に努める。

魚類や底生生物の生息・産卵環境となっている砂泥や礫石等で構成されている現況河床、チョウセンアカシジミ等の希少な動植物の生育・生息環境、カワセミの営巣地である河岸やミサゴの休息地等となっている河畔林については保全に努め、宇部川らしい景観の維持に努める。また、水域においては魚類等の移動のために上下流の連続性の確保に努める。

明内川では河道内にほとんど植生が見られないことから、動植物の生育・生息環境となる植生の復元に努める。

下流部の三陸復興国立公園の区間については、現状の良好な自然環境の保全に努めるものとし、環境調査の実施等、動植物の生息・生育環境に与える影響を把握しつつ、その変化に応じた順応的管理を行う。

河川の水質に関しては、今後も良好に保たれるよう流域住民等と連携して維持に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切な維持管理を行う。

また、河川や地域の特性をふまえて流域住民にとって美しく親しみやすい川づくりをめざし、住民参加による地域との連携を図りながら維持管理に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

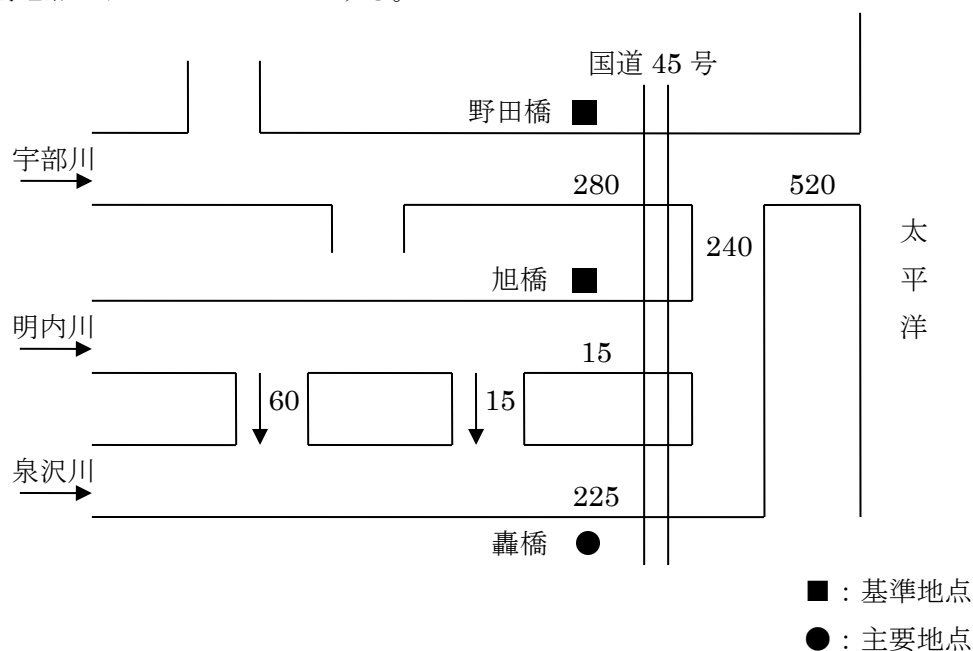
基本高水のピーク流量は、基準地点である宇部川野田橋地点において280m³/s、明内川旭橋地点において15 m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位 ; m³/s)

河川名	地点名	種別	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
宇部川	野田橋	基準地点	280	—	280
明内川	旭橋	基準地点	15	—	15

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、宇部川野田橋地点において280 m³/s とし、明内川旭橋地点において15 m³/s、泉沢川轟橋地点において225 m³/s とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

宇部川水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (TP.m)	川幅 (m)
宇部川	野田橋	1.0	5.0	21
明内川	旭橋	0.1 (泉沢川合流点からの距離)	5.1	8
泉沢川	轟橋	0.8 (宇部川合流点からの距離)	5.1	37

※TP. : Tokyo Peil の略で、東京湾の平均潮位を基準として地表面の標高を表したもの

※高さは、「昭和44 年度平均成果」による。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

宇部川における既得水利としては、かんがい面積約73.5ha に利用される慣行水利及び許可水利がある。

宇部川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の生息地・生育地・繁殖地の状況、景観及び流水の清潔の保持を考慮し、野田橋地点で4～10月の期間は概ね0.2m³/s、11～3月の期間は概ね0.1 m³/s とする。

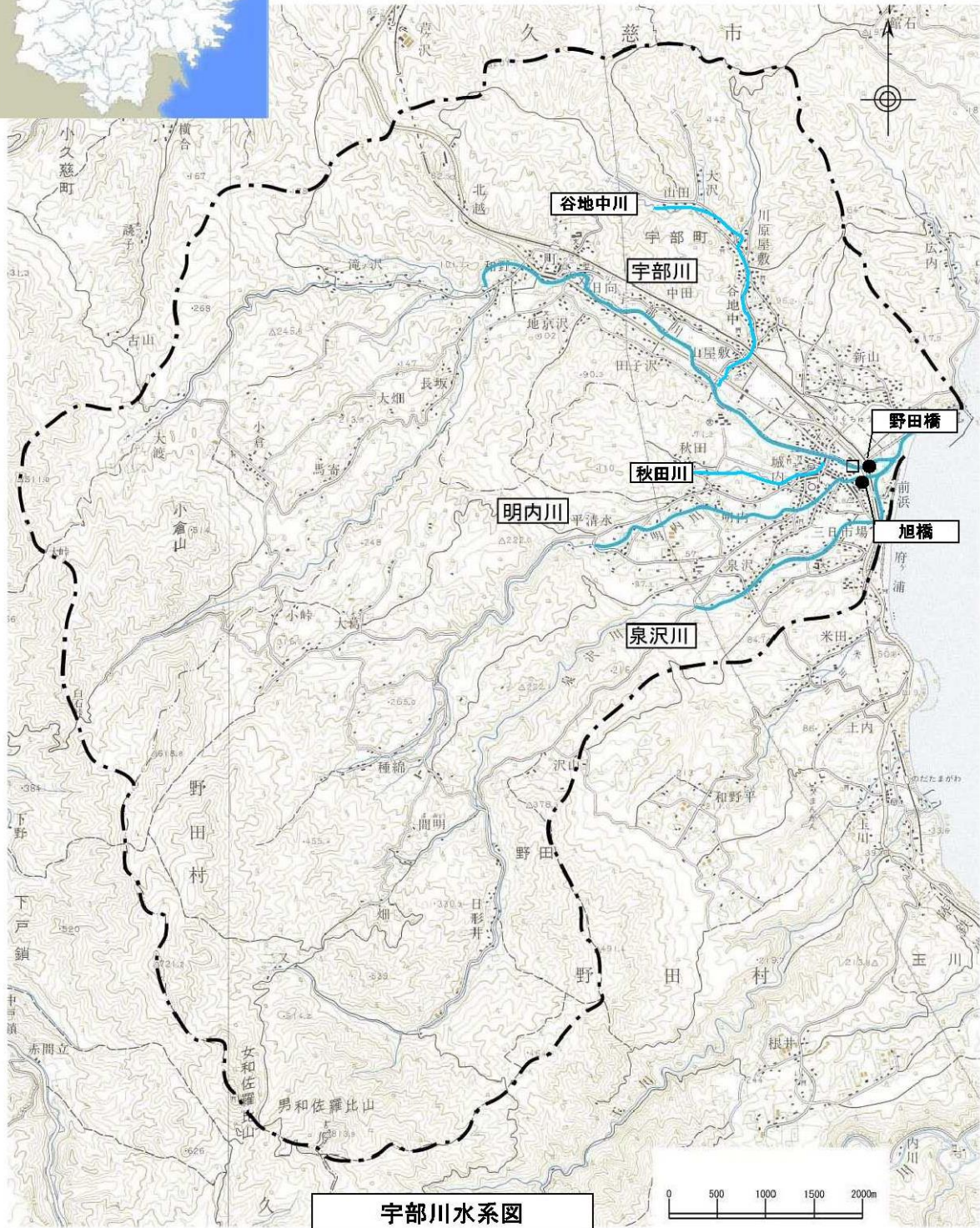
なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変化に伴い、当該流量は増減するものである。



宇部川水系

流域面積 67km²
 流路延長 13km

凡例	
---	流域界
—	河川
●	基準地点(治水)
□	基準地点(利水)



宇部川水系図